会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第520号
令和4年6月16日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（公印省略）

令和４年度医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査の実施について

標記のことについて、別紙のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会管下会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼加八潮医師会
収受
4.6.16
第304号

医　第１８８－３号
令和４年６月１０日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県保健医療部長（公印省略）

令和４年度医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査の実施について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記に関し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対応について、厚生労働省医政局地域医療計画課から令和４年５月２５日付け事務連絡により、別添のとおり通知がありました。

これを踏まえ、令和４年度の埼玉県（保健所）における医療機関への立入検査の考え方は下記のとおりとしましたので、参考にお知らせします。

記

１　立入検査の実施方法について

・　原則、立入りによる実地検査を行うこととし、検査の実施に当たっては、三密の回避等の十分な感染拡大防止対策を徹底すること。
・　病院から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施日程を再調整する等、柔軟な対応を行うこと。
・　国による緊急事態宣言や県による移動・外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること。
・　年度内に立入りによる検査の実施が困難な場合は、施設表、自主検査表等を中心とした書面による検査を実施すること。

２　対象となる医療機関について

特定機能病院に対する立入検査は本通知の対象外とし、検査の実施方法は厚生労働省及び関東信越厚生局との協議により決定すること。

担　当：医務担当　池田
電　話：０４８－８３０－３５３９
メール：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和４年５月25日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

令和４年度医療法第25条第１項の規定に基づく立入検査の実施について

令和３年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第１項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和３年度の立入検査を実施したものとみなすとしたところです。また、書面による自主点検も困難な場合においては、令和４年度の立入検査の実施をもって令和３年度（令和２年度も実施していない場合は、令和２年度及び令和３年度）の立入検査を実施したものとみなすこととしたところです。

令和４年度の立入検査については、感染拡大の状況、医療機関の対応状況ならびに行政側の体制など、地域の実情に応じて検査の実施方法を判断してください。

立入りによる検査の実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場について、いわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、病院から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施日程を再調整する等、柔軟な対応を行ってください。また、国による緊急事態宣言や都道府県知事による移動・外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮するようお願いします。

一方、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和４年度立入検査を実施したものとみなすこととします。また、令和４年度の立入検査の実施については、令和５年度の立入検査の実施をもって実施したものとはみなさないため、令和４年度中の立入検査の実施をお願します。